



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 アートネイチャー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 五十嵐 祥剛
(東証第一部・コード7823)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 上 席 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 内 藤 功
電 話 03-3379-3228

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 25 条(取締役の責任免除)第 2 項および第 32 条(監査役の責任免除)第 2 項に所定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を第 33 条に新設するものであります。
- (3) 上記変更併せて、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 25 条 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第 25 条 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(会社法第 2 条第 15 号イで定義される「業務執行取締役等」であるものを除く。)</u> との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第 32 条 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 32 条 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(補欠監査役の選任等) 第 33 条 当社は、<u>会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第 27 条の規定を準用する。</u> 3 <u>第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、第 28 条の規定のとおりとする。</u> 4 <u>補欠監査役を選任した場合、その選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時、又は、補欠監査役が監査役に選任された時、の何れか早い時までとする。</u></p>
<p>第 33 条～第 36 条</p>	<p>第 34 条～第 37 条</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 24 日 (水)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日 (水)

以 上